

障害児とその家族の地域での行動を制限する 社会的障壁に関する実態調査

山下 はるか* 竹内 康二**

2011年に定められた改正障害者基本法の第4条2項にて、障害者達への社会的障壁の除去に対する「合理的な配慮規定」が記されている。しかしながら、障害者達やその家族がどのような社会的障壁に晒され、どのような地域での行動が制限されているのかに対する研究は少ないように思われる。このことから、「合理的な配慮規定」を効果的に行う為にも、本研究ではそれらの実態を明らかにすることを目的とした。参加者は障害児を育てる保護者11名であり、調査は質問紙を用いて行った。その結果、障害児の地域での制限された行動は「友人関係の構築や友人との行動」を含めた4種、障害児の家族における地域での制限された行動は「障害児を伴った外出などの自由な行動」を含めた4種が挙げられた。社会的障壁としては「子どもにある障害やその特徴」、「障害児や家族を取り巻く環境」、「保護者の主観的な考え・認識・予期不安」の3種が挙げられ、これらを「物理的障壁」と「心理的障壁」の2つに分類した。そして、それぞれの障壁に対する配慮について考察を行った。

キーワード：障害児，家族，社会的障壁，心理的障壁，地域

2011年、オブザーバー1名を含めた26名の障害者制度改革推進会議により改正障害者基本法が制定された。その推進会議の構成員は15名が障害者またはその家族であったという(藤岡, 2013)。2013年に今一度改正されたこの改正障害者基本法において障害者とは、「障害者を身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害があるものであり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相応な制限を受ける状態にあるもの」と定義されている。ここで示されている社会的障壁とは、障害のある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切のものを指す。改正障害者基本法における障害者の定義と社会的障壁には、「社会モデル」の視点が織り込まれている(藤岡, 2013; 曾和, 2014; 吉住, 2015)。「社会モデル」とは、障害者の社会参加に対する難しさの原因を、個人の心身機能障害によるものだけではなく、その機能障害を有しない市民の社会システムによる社会的障壁にもあるとした考え方である(曾和, 2014; 武川, 2012; 吉住, 2015)。これにより、障害者本人の自尊心や自己決定の重視、雇用や医療を受ける機会を含めた生活のあらゆる場面における差別の禁止、障害があるために起こる社会からの隔離や孤立の防止、個性と違いを尊重された上での被選挙権等を含めた社会

参加の権利、成人教育や生涯学習、障害当事者に対する社会全体の偏見などに相対する意識向上の政策の必要性への強調など、社会の在り方にも関わる事項が多く盛り込まれ、障害者本人達を含むあらゆる人々の包摂の考え方が反映された(吉住, 2015)。

障害者達の社会参加を阻む原因となる社会的障壁の除去に対して、改正障害者基本法は、第4条2項にて「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」と記している。この「合理的な配慮規定」は、障害者権利条約2条に記された合理的配慮の定義と同趣向とされる改正障害者基本法における重要な新設条項である(藤岡, 2013)。この合理的な配慮を行うためには、障害者達が実際にどのような行動を制限され、どのような社会的障壁を感じているのかを知る必要があると考えられる。しかしながら、障害者達の制限された行動やそれを制限する社会的障壁そのものを明らかとした研究は少ないように思われる。

このことから、本研究では障害者達の制限されている行動とその原因となる社会的障壁を明らかとすることを目的とした。また、障害のある者が子どもであった場合、共にいる時間の長いその家族も行動を制限されているのではないかと考えたことから、障害のある

* 明星大学大学院人文学研究科

** 明星大学人文学部心理学科

子どもと彼らを育てる家族を調査対象とした。

方 法

参加者

市の広報によるペアレントトレーニング（特別な配慮を要する子どもの保護者へ向けた連続講座）の参加募集に応じた者のうち、障害児を育てる保護者8名と、某大学にて行われている発達相談に訪れている保護者3名、合わせて11名を参加者とした。参加者は1名を除き、全員女性であった。参加者の育てる障害児の診断名は、アスペルガー症候群が3名、注意欠陥・多動性障害が2名、広汎性発達障害が2名、発達障害が1名、自閉症と知的障害が1名、高次脳機能障害の疑いともやや病が1名、脳梗塞による下肢麻痺が1名、注意欠陥・多動性障害の疑いと筋緊張低下が1名であった。その年齢は、最年長が12歳であり、最年少が5歳で、平均年齢は約8.45歳、標準偏差（以下、SDとする）は約1.97であった。

手続き

ペアレントトレーニングの際、質問紙法によって地域生活における行動の制限について次のような調査を行った。

まず、「定型発達児とその家族に比べて、自身の育てる障害児と自身を含めた家族の地域生活における行動がどれほど制限されていると感じるか」について、0：一般的な子どもやその親と変わらない—10：とても強く制限されている、の11段階で評価を求めた。

次に、地域生活を送る上で制限されていると感じる障害児とその家族の行動をそれぞれ思いつく限り自由記述にて挙げてもらった。

さらに、社会的障壁では伝わりにくいと見え、社会的障壁を地域生活における行動への制限の原因と記し、思いつく限り自由記述にて求めた。

結 果

質問紙にて、定型発達児やその家族と比較し、参加者の育てる障害児と参加者を含むその家族がどれほど地域生活における行動に制限を感じているかについて11段階での評価を求めた。その結果、障害児の制限については平均約5.14であり、SDは約2.97であった。そして、参加者を含む障害児の家族の制限については、平均約4.73であり、SDは約3.11となった。また、双方の間には高い正の相関がみられた（ $r=.945, p<.001$ ）。

自由記述にて障害児とその家族の地域生活において制限されていると感じる行動をそれぞれ求めたところ、

原因を含んだ記述が多く見られたため、それらの記述から制限されていると感じる行動と原因を各々抽出した。

以下に記した自由記述を分類した結果の概要を表1に示した。

地域生活において制限されていると感じる障害児の行動についての自由記述は24個挙げられた。その記述から制限されていると感じられる行動を抽出した結果、述べられていた行動は29項目であり、それらの行動は次の4種類に分類することができた。①友人関係の構築や友人との交遊に関する「友人関係の構築や友人との行動」、②レストランや映画館、エレベーターなどの施設利用や地域で行われる行事などへの参加に関する「公共・商業施設の利用や、地域で開かれる行事・活動への参加」、③子どものみの活動への参加や障害児単独での行動に関する「単独、あるいは保護者を伴わない行動」、④自転車という子どもの移動手段に関する「地域での移動」であった。また、本研究の目的や内容を知らない第三者に、上記した29項目の行動を4種類のいずれかに分類してもらった結果、著者による分類との一致率は90.9%であった。

障害児の保護者を含めた家族が地域生活において制限されている行動に対する自由記述は28個であった。そのうち、2つは特になしとの回答であった。記述から行動のみを抽出したところ、28項目が見出され、それらを次の4種類に分類した。①保護者の就職やその業務に関する「就職や仕事」、②障害児との制限された地域生活における行動に関する「障害児を伴った外出などの自由な行動」、③障害児から離れた自由な時間や

表1 質問の内容と回答（自由記述）の概要

質問内容	自由記述の分類
地域生活において制限されていると感じる障害児の行動	①友人関係の構築や友人との行動 ②公共・商業施設の利用や、地域で開かれる行事・活動への参加 ③単独、あるいは保護者を伴わない行動 ④地域での移動
障害児の保護者を含めた家族が地域生活において制限されている行動	①就職や仕事 ②障害児を伴った外出などの自由な行動 ③障害児を伴わない自由な時間や行動 ④自由な人間関係の構築やその親密化
制限の原因	①子どもにある障害やその特徴 ②障害児や家族を取り巻く環境 ③保護者の主観的な考え・認識・予期不安

行動に関する「障害児を伴わない自由な時間や行動」、④特定の人物以外と関係を築くことやそれを深めることに関する「自由な人間関係の構築やその親密化」であった。本研究の目的や内容を知らない第三者に、上記した28項目の行動を4種類のいずれかに分類してもらった結果、著者による分類との一致率は90.0%であった。

障害児及びその家族の制限された地域生活における行動の記述と共に述べられていた原因を、それぞれの自由記述から抽出し、質問紙における制限の原因を問う質問への15個の回答と合わせると、制限の原因として述べられたものは50項目となった。それらを分類したところ、①障害児本人の能力や発達の偏り、こだわりなどに関する「子どもにある障害やその特徴」、②施設の有無やその場の決まり、自然災害や経済的な問題といった「障害児や家族を取り巻く環境」、そして、③保護者の持つ周囲に対する認識や考え、予期不安に関する「保護者の主観的な考え・認識・予期不安」の3種類となった。本研究の目的や内容を知らない第三者に、上記した50項目の制限の原因を3種類のいずれかに分類してもらった結果、著者による分類との一致率は88.0%であった。

また、「保護者の主観的な考え・認識・予期不安」は、前述の「子どもにある障害やその特徴」や「障害児や家族を取り巻く環境」とは一線を画すと考えられたため、「子どもにある障害やその特徴」や「障害児や家族を取り巻く環境」を「物理的障壁」、「保護者の主観的な考え・認識・予期不安」を「心理的障壁」と表すこととした。

障害児やその家族が感じる地域生活における行動に対する制限の度合いと各障壁との関係を測るため、各障壁を示す自由記述の数と障害児及び家族の地域生活における行動への制限に対する評価を用いて相関分析を行った。その結果、家族の地域生活における行動に対する制限の評価と「物理的障壁」との間には正の相関が見られた($r=.550, p<.1$)。また、障害児の地域生活における行動に対する制限の評価、障害児と家族の制限の評価の合計と「心理的障壁」との間には正の相関が見られた($r=.584, .558, p<.1$)。

考 察

本研究では障害児を育てる保護者に対し、障害児とその家族が制限されていると感じる地域生活における行動と、その制限の原因たる社会的障壁についての調査を行った。

その結果、定型発達児と比較した障害児の地域生活における行動への制限に対する評価は、平均約5.14であり、SDは約2.97であった。このことから、障害児の保護者から見て、身動きが取れないというほどではないが、障害児は定型発達児よりも地域生活における行動が制限されていると感じていることが示された。また、障害児の家族と定型発達児の家族との比較では、その評価は平均約4.73であり、SDは約3.11であった。このことから、障害児を育てる家族もまた定型発達児の家族よりも地域生活における行動を制限されていると感じていることがわかった。

相関分析の結果から、障害児とその家族の地域生活における行動への制限に対する評価は、強い相関関係にあることが示された。このことから、障害児またはその家族の地域生活における行動への制限のどちらか一方が高くなればなるほどに、もう一方の制限も強く感じられるようになることが示唆された。

質問紙における自由記述の結果から、障害児は「友人関係の構築や友人との行動」、「公共・商業施設の利用や、地域で開かれる行事・活動への参加」、「単独、あるいは保護者を伴わない行動」、「地域での移動」が制限されていることが示された。これらの制限された行動は障害児の余暇活動に与するものであると考えられる。山本(2012)によると、余暇は人々の生活にとって重要な役割を担っており、充実した余暇を過ごすことは生活のメリハリをつけ、生活の質の向上に繋がるという。しかし、本研究において障害児は家の外での余暇活動が制限されていることが示唆された。水田(2004)による知的障害児・者への調査では、乳児期から学童期を通して余暇時間は、家内に一人で過ごすことが多いと示されている。水田(2004)はその結果に対して、知的障害児やその家族が公共の交通機関を利用することが難しい状況にあるためであると推測している。これらのことから、水田(2004)が述べているように、公共の交通機関を利用することや移動先となる施設の利用などの地域生活における行動が制限されているからこそ家内で余暇活動を行う障害児が多いのではないと思われる。

また、障害児の家族は「就職や仕事」、「障害児を伴った外出などの自由な行動」、「障害児を伴わない自由な時間や行動」、「自由な人間関係の構築やその親密化」といった地域生活における行動が制限されていることが分かった。

そして、その地域生活における行動を制限する原因には、「子どもにある障害やその特徴」や「障害児や家

族を取り巻く環境」といった「物理的障壁」だけでなく、「保護者の主観的な考え・認識・予期不安」といった「心理的障壁」が存在していることが示唆された。

各障壁と地域生活における行動の制限の関係を測るため行った相関分析の結果から、「物理的障壁」においては障害児の家族の地域生活における行動への制限と正の相関が見られた。この結果は、家族の行動を制限するものとして、障害児の預け先の少なさや施設の決まりごとなどが多く挙げられていたことに起因しているものと思われる。「心理的障壁」においては、わずかながらではあるが「物理的障壁」と比べた際よりも高い正の相関が、障害児の地域生活における行動への制限の評価と、障害児とその家族の制限への評価合計との間に見られた。このことから、「心理的障壁」は障害児の地域生活における行動に対し、微量ではあるが「物理的障壁」よりも影響を与えていることが示唆された。また、障害児を含めた家族全員の行動に対しても影響を及ぼしていると思われる。

「物理的障壁」に対しては、施設の改善や、障害児各々への能力向上などの支援が有効であると考えられる。

しかしながら、たとえ障害児の能力が向上し、環境が整備されたといっても保護者の内にある「心理的障壁」を解消または緩和しない限り、保護者達は障害児達を保護者の目の届かない場所で行動させることなどでできず、また、障害児やその家族で新たな行動を行うことに対しても制限をかけてしまうと考えられる。「心理的障壁」に分類された地域生活における行動を制限する原因には、「周囲の認知不足」や「トラブルが起きる」、「しつけが悪いように言われてしまう」などの回答者たる保護者が抱く認識や考えを表す記述がみられた。しかし、これらはすべての状況において起こるとは限らない事象である。障害児とその家族が訪れる場所に居る人間が全て、障害児についての理解が乏しいということも、訪れる場所すべてにおいて障害児が何かのトラブルを起こすということも、定められた事象ではない。たとえ何処かでその体験をしたとしても、その次の場所で同じ体験をするかどうかはわからないのである。

これらの保護者の考えは、万人の納得する基準がないことに起因する予期不安であると考えられる。障害児には、何歳になり、どのような能力があれば保護者が目を離してもよいのか、定型発達児のように適用される周囲の納得する基準がないように感じられる。そのため、専門性を持たない保護者達は、自身の感覚の

みで障害児の行動に対する判断を行わなければならない。それ故に、自身の育てる障害児や自身を含めたその家族が周囲から攻撃されることのないよう常に保守的、回避的な選択をし、障害児や自身を含めたその家族の地域生活における行動を制限しがちになってしまっているのではないだろうか。

また、共に地域生活を送る周囲の人々も専門性や多くの経験を持っているわけではない。どこまで障害について理解すれば、保護者達の求める「周囲の人々の正しい理解」を満たすことができるのか、周囲の人々に対する理解の基準というものも存在していないように思われる。障害がどのようなもので、どのような能力を持っているからこそ保護者の下を離れて行動しているのか、どのようなことが難しいのか、それが大まかにでもわからなければ手を貸すことは難しいだろう。それ故に周囲の人々も何か問題が起きてしまわないよう、手を貸すなどの行動に対し回避的になってしまうのではないかと考えられる。基準がないからこそ、何も知らない周囲の人々にとって障害児の行動が奇異として目に映り、偏見を生むということもあるのではないだろうか。

保護者による「心理的障壁」を解消または緩和するためにも、障害児やその家族が暮らす地域に住まう周囲の人々が障害児を理解し支援するためにも、基準が必要であると考えられる。その基準は、障害児がどのような能力を持っていれば保護者の監視下から離れて行動していいのか、そして、障害児はどのようなことが難しく支援を欲しているのかを示したものでなければならない。その基準がしっかりと確立すれば、周囲の人々からの偏見も減り、援助の手も増えるのではないかとと思われる。また、確立された基準を障害児が満たし、周囲の人々の理解や援助が保障されれば、保護者の抱く「心理的障壁」も軽減されていくのではないかと予想される。そして、保護者の監視外での障害児の行動や障害児を伴った家族の行動への制限も薄まり、新たな行動を開発していくことができるようになるのではないかと考えられる。そうすることで、障害児を家族のみで抱え育てていくのではなく、同じ地域に住まう周囲の人々と共に育む環境が出来上がるのではないだろうか。

本研究では、障害児とその家族に焦点を当てたが、社会的障壁を感じている障害者は子どもだけではない。年齢によって制限への悩みの種類は変わってくると思われる。大人だからこそ制限される行動や、その制限を生み出す社会的障壁もあるだろう。そのため、ライ

フステージに沿った制限される行動とその制限を生み出す社会的障壁について研究していく必要があると思われる。

引用文献

藤岡 毅 (2013). 2011年改正障害者基本法の意義—障がい者制度改革の成果— 総合リハビリテーション, **41**(8), 711-721.

水田和江 (2004). 在宅知的障害児・者を養育する家族の生活問題とサービス利用の状況 西南女学院短期大学研究紀要, **50**, 17-28.

曾和信一 (2014). 障がい者・児共生論についての一考察 四條畷学園短期大学紀要, **47**, 12-19.

武川真固 (2012). 障害のある人の権利保障と障害差別禁止法の枠組み 高田短期大学紀要, **30**, 25-35.

山本佳代子 (2012). 障害のある子どもへの余暇活動支援「チャレンジ」の実際とその課題 西南女学院大学紀要, **16**, 77-87.

吉住 修 (2015). 福祉国家変容の中での障がい者の意識と社会参加についての一考察 熊本大学政策研究, **6**, 83-107.

Research of social barriers that restrict behaviors of children with disabilities and their family in their community

HARUKA YAMASHITA (GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES, MEISEI UNIVERSITY) AND KOJI TAKEUCHI (DEPARTMENT OF PSYCHOLOGY, SCHOOL OF HUMANITIES, MEISEI UNIVERSITY) MEISEI UNIVERSITY ANNUAL REPORT ON PSYCHOLOGICAL RESEARCH, 2016, 34, 41-45

Key Words : Children with disabilities, Family, Social barriers, Community